

もしかして虐待？

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称障害者虐待防止法)が平成24年10月1日から施行されます。



虐待の未然防止、早期発見・対応のためには、地域住民である「あなた」だからこそ出来ることがあります。地域の住民一人ひとりが障がい者を虐待から守るネットワークの一員です。

あなたの一言が障がい者とその家族を救うきっかけになります。

「もし虐待ではなかったらどうしよう・・・」と不安に感じられるかもしれません。しかし、たとえ虐待ではなかったとしても、連絡をした人の責任が問われることは一切ありません。

虐待の早期発見と予防 ここがポイント！

①「虐待かもしれない」と感じたら迷わず連絡(通報)(見て見ぬふりは、虐待を許していることと同じです)

②障がいのある人が権利侵害をされていないか

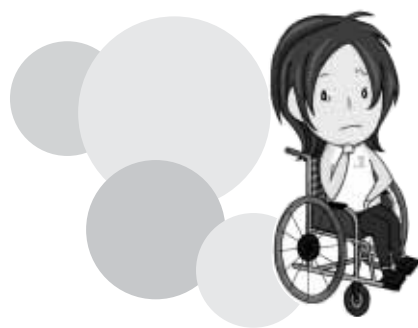
③虐待はあなたのまわりでも起こりうる(家庭、施設、会社など)

④虐待に気づいたら、ひとりで抱え込まないで連絡を(連絡者の個人情報保護されます。匿名の連絡も可)

⑤「障がいがあるから虐待されてもしょうがない・・・」は言い訳

虐待とは

虐待は身体的な暴力だけではなくありません。こころに深い傷を負わせたり、人としての基本的な権利や尊厳を奪うことをいいます。虐待していても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても自らSOSを訴えないこともあります。



播磨町町制施行50周年記念事業

～権利擁護 研修シリーズ～ しっかり知りたい権利擁護

権利擁護の意識がより身近なものになるよう、研修会を開催します。ぜひご参加ください。

- ▶内容 「成年後見制度のなりたち」 ▶講師 福島健太氏(弁護士)
- ▶場所 県立東はりま特別支援学校 地域連携交流施設
- ▶日時 10月17日(水) 13:30~15:30
- ▶申込み・問合せ 播磨町権利擁護まちづくり委員会 ☎079(437)0037

性的虐待

性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)



身体的虐待

体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為

放棄・放任

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話を介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと

心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること

経済的虐待

本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

相談・通報・問合せ

障がい者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは次のところまでお願いします。

- ▷平日 8:30~17:00
- 福祉グループ ☎079(435)2361
☎079(435)0831
- ▷夜間、早朝及び休日
- 播磨町役場 宿直室 ☎079(435)0355

成年後見制度とは…

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人について成年後見人(援助者)を選び、財産の管理や様々な契約、サービスの手配をおこなうなど、本人の生活を支援していく制度です。



播磨町町制施行50周年 大中遺跡発見50周年

記念切手を限定発売!

郵便局で

▶問合せ
企画グループ ☎079(435)0356
郷土資料館 ☎079(435)5000



- ・播磨町町制施行50周年
- ・大中遺跡発見50周年
- (販売価格)
1シート各1,200円(80円×10枚)

この切手は、町制施行と大中遺跡発見がともに50周年であることを記念して、同時発売されます。

町制施行の切手シートは、喜瀬川の桜並木をフレームにして町の名所や特産品を配置しています。一方、大中遺跡発見の切手シートは、大中遺跡の出土品や町内の文化財と偉人を切手にしています。

※いずれも、東播磨地域の各郵便局で9月25日(火)から各シート1,000部、限定発売されます。